

事務連絡  
令和2年5月14日

各検疫所 御中

健康局結核感染症課

医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全企画課  
検疫所業務管理室

新型コロナウイルス感染症発生国からの入国者に対する  
検疫対応について（流行地域の追加）

新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症発生国からの入国者に対する検疫対応について（流行地域の追加）」（令和2年4月27日付け事務連絡）等により、検疫対応をお願いしているところです。

今般、「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」（令和2年5月14日付け国家安全保障会議決定）を踏まえ、令和2年5月16日午前0時（日本時間）以降に本邦に到着する航空機又は船舶について、下記のとおり対応を行うこととなりましたので、御了知の上、対応に遺漏なきようお願いします。

記

1. 別紙1の（※1）「入管法に基づく入国拒否対象地域」については、以下の通り質問票の回収、検査、フォローアップ等を行うこと。質問票については以下のとおり取扱うこと。
  - ア) 質問票は両面赤黒コピーA4サイズにて印刷すること。
  - イ) 検疫所は、入管法に基づく入国拒否対象地域からの直行便について、印刷した質問票を機内（船内）に事前に搭載するよう依頼し、機内（船内）において、乗客の降機（下船）前に記入するよう合わせて依頼すること。また、流行地域からの直行便が存在しない場合、ポスター等を用いて入国者に対して、注意喚起を行い、自己申告を促すこととする。なお、流行地域に滞在歴のある者からの自己申告があり、過去14日以内に滞在していたか確認された場合は、質問票を記入させること。
  - ウ) イ) の搭載対応が難しい場合、検疫官が直接、質問票を配布、記入させ、徴集すること。なお質問票を搭載できるまでの間は、検疫ブースにおいて流行地域への滞在について指さしボード等による確認を実施すること。
  - エ) イ) 又はウ) で記入された質問票については、検疫ブースもしくは機内（船内）において検疫官が内容を確認のうえ、流行地域の滞在歴の有無を確認すること。その結果、

- 過去 14 日以内に流行地域に滞在歴がある者においては「赤い紙」を配布すること。  
過去 14 日以内に流行地域に滞在歴がない者においては「青い紙」を配布すること。
- オ) 「赤い紙」を配布した者については、検査を実施するとともに、必要な措置を講ずること。なお、検査結果が判明するまでは検疫所長が指定した施設等に留まるように要請すること。
- カ) 「赤い紙」を配布した者については、健康フォローアップについて「新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセンターの連携について」(令和2年2月18日付け事務連絡、令和2年4月10日最終改正)に基づき対応するとともに、「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」(令和2年3月19日付閣議了解)と同様に検疫所長が指定した施設等において14日間待機し、当該期間中に公共交通機関を使用しないことを要請すること。

2. 別紙1の(※1)「入管法に基づく入国拒否対象地域」、(※2)「検疫強化対象地域」に記載の国、地域から来航する航空機又は船舶に搭乗又は乗船していた者について、検疫法第34条の規定に基づく政令(令和2年政令第28号)において準用する同法第14条第1項第1号に規定する隔離又は同項第2号に規定する停留を必要なものに行うほか、検疫所長が指定する場所において14日間待機し、当該期間中に国内において公共交通機関を使用しないことを要請すること。

3. 2. の要請は、健康カードにより行い、以下の確認等を行うこと。

- ア) 健康カードの滞在先について記載があり、質問票の滞在先と相違ないことを確認し、右下のチェック欄に検疫官が署名を行うこと。
- イ) 質問票の表面右下にある滞在先について、自宅、その他(宿泊施設等)であるかのチェックを確認し、検疫所長が指定した施設等(\*1)において14日間待機し、当該期間中に公共交通機関(\*2)を使用しないことを要請すること。

また、宿泊先が決まっていない者については、宿泊施設を確保するよう促すこと。

- \*1 公共交通機関を使用しない場合、国内に居所がある者は待機場所を自宅にすることができる。また、ホテルを予約している者も同様の扱いとすることができる。
- \*2 公共交通機関とは、不特定多数が利用する鉄道、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船等を指す。

4. 流行地域を過去14日間以内に出発して、第三国を経由して到着する者については、ポスターによる呼びかけ等により、自己申告を促し、滞在歴が確認できた者については、質問票を徴収し、2. 3. と同様に対応すること。

5. 上記の対応により、滞在歴が確認できた場合は、健康状態のフォローアップを実施することとなるので、対象者の質問票を検疫所業務管理室に送付すること。なお、過去14日間に流行地域に滞在歴があり、症状を有する者を発見した場合においては、速やかに検疫所業務管理室へ連絡すること。

(別紙1)

検疫強化に関する発生国ごとの取り扱いについて (別紙2)

以上

(※1) 入管法に基づく入国制限対象地域  
 (外務省による感染症危険情報レベル3)

アジア	中国（香港、マカオ含む）、台湾、韓国、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モルディブ
ヨーロッパ	サンマリノ、アイスランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、アイルランド、スウェーデン、ポルトガル、ギリシャ、スロバキア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ラトビア、リトアニア、英國、キプロス、クロアチア、コソボ、ブルガリア、ルーマニア、アルバニア、アルメニア、モルドバ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビア、ウクライナ、ロシア、アゼルバイジャン、カザフスタン
中東	アラブ首長国連邦、イラン、イスラエル、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン
アフリカ	エジプト、コードジボワール、コンゴ民主共和国、ジブチ、モーリシャス、モロッコ、カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、サントメ・プリンシペ、赤道ギニア
北米	アメリカ合衆国、カナダ
中南米	アンティグア・バーブーダ、エクアドル、セントクリストファー・ネービス、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、バルバドス、パナマ、ブラジル、ペルー、ボリビア、バハマ、メキシコ、ウルグアイ、ホンジュラス、コロンビア
大洋州	オーストラリア、ニュージーランド

(※2) 検疫強化対象地域  
 (外務省による感染症危険情報レベル2)

※1以外の全ての国と地域

## 検疫強化に関する発生国ごとの取り扱いについて

今回の検疫強化の変更による、発生国ごとの検疫対応は以下のとおり。

- アジア（中国（香港、マカオ含む）、台湾、韓国、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モルディブ）、ヨーロッパ（サンマリノ、アイスランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、イス、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、アイルランド、スウェーデン、ポルトガル、ギリシャ、スロバキア、チェコ、ハンガリー、フィンランド、ペラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ラトビア、リトアニア、英國、キプロス、クロアチア、コソボ、ブルガリア、ルーマニア、アルバニア、アルメニア、モルドバ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビア、ウクライナ、ロシア、アゼルバイジャン、カザフスタン）、中東（アラブ首長国連邦、イラン、イスラエル、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン）、アフリカ（エジプト、コードジボワール、コンゴ民主共和国、ジブチ、モーリシャス、モロッコ、カーボベルデ、ガボン、ギニアビサウ、サントメ・プリンシペ、赤道ギニア）、北米（アメリカ合衆国、カナダ）、中南米（アンティグア・バーブーダ、エクアドル、セントクリストファー・ネービス、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、バルバドス、パナマ、ブラジル、ペルー、ボリビア、パハマ、メキシコ、ウルグアイ、ホンジュラス、コロンビア）、大洋州（オーストラリア、ニュージーランド）の流行地域に過去14日以内に滞在歴がある者

PCR 検査	隔離、停留、待機、公共交通機関の利用
有症者 → 実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PCR 検査結果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → 検疫所長の指定した施設等で14日間待機 公共交通機関の利用不可（要請）</li> </ul> </li> <li>✓ 全員が14日間の健康フォローアップの対象</li> </ul>
無症者 → 実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <u>PCR 検査判明まで自宅での待機可。（公共交通機関を利用しないよう強く説明）。自宅待機者以外は、検疫所の指定する場所で待機。</u></li> <li>✓ PCR 検査結果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → 検疫所長の指定した施設等で14日間待機 公共交通機関の利用不可（要請）</li> </ul> </li> <li>✓ 全員が14日間の健康フォローアップの対象</li> </ul>

- 上記以外の全ての国及び地域から来た船舶または航空機に乗ってきた者

PCR 検査	隔離、停留、待機、公共交通機関の利用
有症者 → 実施 濃厚接触者※ → 実施  ※状況に応じて実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ PCR 検査結果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性 → 隔離【検疫法に基づく措置】</li> <li>・陰性 → 検疫所長の指定した施設等で14日間待機 公共交通機関の利用不可（要請）</li> </ul> </li> <li>✓ 全員が14日間の健康フォローアップの対象</li> </ul>
無症者 → 実施せず	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 検疫所長の指定した施設等で14日間待機 公共交通機関の利用不可（要請）</li> </ul>